

# 提案

日付：2024/3/5

件名：生活道路における問題点

## 1. 問題、課題

### 1.生活道路における問題点

利便性の高い公共交通の確保・維持に関心が高まっている一方、住宅街の生活道路の沿道で車両による被害を被っている町民にも関心を向けて、交通計画を練って頂きたい。

本来の生活道路（僅か300メートル程度）が”車の優先道路”になっている。

#### 《交通事故の危険》

最高速度30キロの生活道路を50キロ前後、あるいはそれ以上のスピードで走り抜ける車が多過ぎる。朝夕の走行車両は、ほとんどが通勤車で、この生活道路を通り抜け・抜け道として、使用している。生活道路を認識してもらい制限速度30キロを厳守してもらいたい。厳しい条例を制定して頂きたい。

早朝5時半ごろから轟音を響かせ猛スピードで通り過ぎる車、朝晩のラッシュ時（午前6～7時前後、夕方6時前後）には、危険で道路を横切ること躊躇する。

沿道に住む高齢女性は早朝にゴミ袋を集積場まで運ぶ際、道路を横断するのが非常に危険を感じていると言っています。

高齢化社会にあって、自分を含めて近所に高齢者がたくさん生活しています。

#### 《生活環境への悪影響》

通勤車両は、大型化しており、重量もあり、その上、高スピードで走行しているため、下記の被害を被っています。

##### ① 粉塵公害

道路上、あるいは道路と敷地の境には、砂の粒子が多量に溜まっています、車が通り抜ける毎に砂埃が舞い上がり家屋まで侵入してきます。

##### ② 走行車の振動による家屋への弊害

瓦屋根の住宅は、車のスピードが速いほど振動が大きく、家屋の経年劣化も早まることは当然のことです。自宅は2023年5月に瓦を降し、軽量の屋根に吹き替えました。

また、近所には、家屋の支柱を強化した方もいらっしゃいます。

##### ③ 車の騒音

生活道路の沿道に住む町民は生活道路から約5メートルしか離れていない所で生活していることを車を運転するドライバー達は意識しているのでしょうか。制限速度を守っていれば何も問題がないのです。車の轟音と共に目を覚ましているのが現状です。

騒音測定を実施して頂きたい。

## 2. 対応状況（町内会および個人）

### 《茅ヶ崎警察署》

生活道路で制限速度を守って頂くために警察署と度々、相談させて頂きました。

そのかいもあってか茅ヶ崎警察署による移動式オービスを使用し2日間、スピード違反取り締まりを実施して頂きました。

但し、移動式オービスの使用時間が短く十分な効果が得られていないと感じています。

### 《町役場》

町役場の道路課にもご相談に訪れ、抜け道から侵入して来る車に対しての速度制限の標識がないことを伝え、昨年、7月に対策して頂きました。

また、2024年度 1月に路面に”スピード落とせ”の文言を3か所に表示していただきました。これで効果が見られない場合は、道路課として道路の両側に白線を引く（道路の狭窄策）ことを検討するとのことでした。現状、”スピード落とせ”の路面表示も工事して頂きましたが残念ながら効果が薄いと感じています。

ハンプ路面についても提案しましたが、道路事情（地面が柔らかい）があり難しいとの判断でした。

## 2. 改善案

(1) 制限速度30キロを厳守してもらおう厳しい条例（罰則あり）を制定する。

住民による監視、条例違反車両のナンバーを町役場道路課へ連絡する。

(2) 通り抜け・抜け道対策

生活道路への侵入口を狭くする。

あるいは、車両の約半数以上は、抜け道として、この生活道路を使用していたため、抜け道を使用できない対策をおこなう。→交通量の緩和にもつながります。

(3) 道路対策

ハンプ、シケイン、狭窄などの物理的な対策を行う以外、スピード違反を取り締まることが難しいと思われまます。

道路の片側には歩道がありますがもう片側は、道路と家屋の敷地が繋がっており、歩行空間がない、車道幅員の縮小化（道路の狭窄）を図り歩行空間を優先した生活道路にする。

（10数年前に歩道にあった街路樹を伐採してから、道路が丸裸状態となり、車の優先道路になってしまっている。）

(4) 定期的交通パトロールの実施

町役場と住民によりドライバーへのチラシを配布し、生活道路であることを認識してもらい、ドライバーへのモラル徹底を図る

## 3. 改善後の効果

---

## 回答

<生活道路における問題点>

【所管:町民安全課、環境課、道路課】

○ご提案（１）

「制限速度３０キロを厳守してもらおう厳しい条例（罰則あり）を制定する」について

【所管:町民安全課】

道路における最高速度の規制権限は都道府県公安委員会または委任を受けた警察署長にあります。そのため寒川町の条例による罰則ありの規制は権限外となり実施できかねますが、茅ヶ崎警察署に情報提供を行うとともに今後の情報共有に努めてまいります。

【所管:道路課】

町に関係条例はなく、道路交通法上で罰則規定がある為これ以上の厳しい規定を設けた条例を作成することはできかねます。

道路交通法違反車両のナンバーのご連絡に関しましては、取り締まりを行っている茅ヶ崎警察署へのご連絡をお願いいたします。

○ご提案（２）「通り抜け・抜け道対策」及び

ご提案（３）「道路対策」について

【所管:道路課】

ご提案（２）の抜け道対策及び、ご提案（３）の道路対策につきましては、道路課として状況を見ながら道路に白線を引くなどの対応を警察と協議しながら進めてまいります。

また、物理的な対策に関しては、連続性をもって対策することが効果的と考えております。当該道路は住宅が多く建ち並んでいることからその出入り等も含め検討をする必要がある為、こちらについても段階を踏みながら改善が見られない場合は警察や沿道住民と協議を重ね検討してまいります。

○ご提案（４）「定期的交通パトロールの実施」について

【所管:町民安全課】

町としては交通指導車、青色防犯パトカーを活用したパトロール活動を強化してまいります。また、各季に行っている交通安全運動を通じ、生活道路における安全走行等、交通安全について広報・啓発に努めてまいります。

○ 《生活環境への悪影響》③車の騒音「騒音測定を実施して頂きたい」について

【所管：環境課】

騒音振動などの生活環境への被害がある場合、各関係管理者と協議を進めてまいります。  
詳しいお話をお聞きしたいため直接環境課までご相談ください。

ご相談いただいた後、騒音測定を実施し、騒音測定値が基準値を超過していた場合には、  
道路管理者に対して対応策を講じる等検討してまいります。